

名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会会議運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という。）第十五条第二項に基づき、名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会会議（以下「会議」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

(会議結果の公表の基本方針)

第二条 規約第八条第五項及び第十二条第九項に規定する公表については、会議終了後すみやかに会議資料、会議要旨に関して名古屋市公式ウェブサイトに掲載するものとする。

附 則

この要綱は、平成二十四年二月十七日から施行する。